

## ニュージーランド統治期サモアにおける第二次マウ運動 ——主導者オラフ・フレデリック・ネルソンの視点から——

矢野涼子（神戸大学大学院国際文化学研究科）

### 1. はじめに

本稿の目的は、ニュージーランド統治期のサモアにおいて起こった第二次マウ運動の目的を、運動の主導者オラフ・フレデリック・ネルソン(Olaf Frederick Nelson)の視点から考察することである。これにより、最終的な運動の目的とネルソンが当初抱いていた運動の目的が、異なるものであった可能性を史料の記述に基づいて指摘したい。

第二次マウ運動は、サモア諸島（本稿でサモアとは、現在のサモア独立国及びトケラウ諸島を指す）で起こった反植民地主義運動である。マウ(Mau)とは、サモア語で「異議申し立て」を意味する言葉であり、ニュージーランド統治期(1920-1961)においてはニュージーランド統治政府への抗議を意味した<sup>1)</sup>。この運動は、サモアを独立へと導いた<sup>2)</sup>。多くのサモア人が参加したこと<sup>3)</sup>から、ニュージーランドによって行われた「近代的<sup>4)</sup>」な政治に対し、サモア人がなんらかの理想を持ち、その実現に向けて自由意思で行動した出来事として評価されている。この運動を通して、サモアのリーダーたちがこだわったのは、首長制に裏打ちされた彼ら独自の社会制度の実現であった<sup>5)</sup>。

第二次マウ運動に関しては、すでに様々な論者が研究や評価を行っている。まず、キースィング(Keesing, 1934)は、1920年代末に現地調査を行い、「統治政府に不満をもつ入植都市のヨーロッパ系住民たちが現地住民を扇動している<sup>6)</sup>」とし、サモアの外国人居住者がサモア人を巻き込んで起こした運動だとしている。

一方で、歴史家のデーヴィットソン(Davidson, 1967)は、当時サモアを統治していたニュージーランドの施政官(administrator)、リチャードソン(Richardson)に対してサモア人が抵抗を示したものとしている<sup>7)</sup>。エテウアティ(Eteuati, 1982)は、運動の起因をサモア人のナショナリズムと自尊心、さらには、サモアの問題を自らの手で解決しようとするサモア人の決意に求めた。彼は、多くのサモア人にとってサモアの伝統的な政治制度の適用こそが自由を意味していたとする。リチャードソンによるサモアの伝統的な制度の無視が、サモア

1) 石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010年、290頁。

2) 吉田文／佐藤智美「西サモア調査報告書」『研究報告』第55号、1993年、146頁。

3) The Truth about Samoa, p.20, ETEUATI, K. 'Evaevage a Samoa: Assertion of Samoan Autonomy,' unpublished, PhD thesis, The Australian National University, Canberra, 1982, pp.336-337、人数に関して多少の違いはあるものの、当時、8割程度のサモア人が運動に参加したという点は各論者が一致している。

4) ここでいう「近代的」とは西洋との接触以降に欧米人によって持ち込まれたものを指す。

5) 山本真鳥「選挙制度のグローカリゼーション——サモアの近代」須藤健一[編]『グローカリゼーションとオセアニアの人類学』風響社、2012年、123頁。

6) KEESING, F. M., *Modern Samoa: Its Government and Changing Life*, Crows Nest, New South Wales: Allen and Unwin, 1934, pp.152-153.

7) DAVIDSON, J. W., *Samoa mo Samoa: the Emergence of the Independent State of Western Samoa*, Melbourne: Oxford University Press, 1967, pp.112-113.

人を運動に駆り立てたとしている<sup>8)</sup>。

サモア人サモア史家のメレイシア(Meleisea, 1987)は、運動を外部のコントロールや制度的な変化を拒絶し、伝統的な首長権威の圏内での自立や自決権の確保を目指したもの<sup>9)</sup>としている。彼の見解では、運動は特定の人物や特定の組織ではなく、サモアに影響を及ぼす外部勢力に対し、サモア人が起こした運動として位置付けられている。

先行研究では、ヨーロッパ人が第二次マウ運動を起こしたという見解とサモア人が起こしたという、二つの異なる立場が存在する。また、その目的もリチャードソンへの抵抗、ニュージーランド統治政府への抵抗、サモア人による自決権の獲得など様々である。運動の目的を明確にした上で、様々な人々が参加した経緯を考察する必要があるといえる。

運動の考察には、かかわった様々な人々の多角的な視点からの考察が必要である。たとえば、サモア人、サモアに住む外国人居住者、ニュージーランド人などである。その中で本稿では、運動の主導者と評価されているオラフ・フレデリック・ネルソンの視点から第二次マウ運動を分析することを試みる。

ネルソンは、1883年2月サモアで生まれた。父は、スウェーデン生まれの貿易商人であり、母は、サモアの二大首長家の一つである<sup>10)</sup>ツプア家(Tupua)の系統に属するサモア人である。ニュージーランド統治下のサモアでは、すべての人々<sup>11)</sup>はヨーロッパ人かサモア人に法的に区分された<sup>12)</sup>。彼は法的にはヨーロッパ人である。また、サモア語、英語、ドイツ語を理解できたこと、外資系企業の管理職に長く携わっていたこと<sup>13)</sup>、外国人の多く住む地区で「ヨーロッパ風」の住居<sup>14)</sup>を構え生活をしてきたこと<sup>15)</sup>などから、文化的にも「ヨーロッパ的」な点を多く有している人物であったといえる。一方で、サモア文化を尊重する人物でもあった。

以下では次のように論を進める。2では、ネルソンがニュージーランド統治政府に対し、どういった不満を訴えていたのかを明らかにする。3では、ネルソンによる運動の目的が独立や自治政府(self-government)の設置とは異なるものであったことを示したい。

ここで史料状況を述べておく。ネルソンの活動に関する史料は複数存在するが、数か国に分散している。そこで、彼による第二次マウ運動を考察する上で、最も有用であると思

---

8) ETEUATI, K. 'Evaevage a Samoa,' p.336.

9) MELEISEA, Malama, *The Making of Modern Samoa: Traditional Authority and Colonial Administration in the History of Western Samoa*, Suva: Institute of Pacific Studies of the University of South Pacific, 1987, p.128.

10) 山本真鳥「上からの統合、下からの統合——サモア社会の国民統合と村落構造」山本真鳥・須藤健一・吉田集而[編]『オセアニアの国家統合と地域主義』JCAS 連携研究成果報告 6、2003年、329頁。

11) *The Truth about Samoa*, p.3、ネルソンは、当時のサモアにはサモア人が40000人、サモア人とヨーロッパ人の混血1900人、ヨーロッパ人450人がいたと記録している。

12) *Samoa Constitution Order 1920 and Amendments, Present*.

13) サモア人の生活は、基本的にサブシステムによりなりたっている。当時のサモアにおいて、会社で働き外貨を得るといった行為は珍しかった。

14) サモアの伝統的な家屋はファレ(Fale)と呼ばれ、屋根と柱だけで出来ているのが特徴である。ネルソンは壁のある家に住んでいた。

15) LARACY, Hugh 'Nelson, Olaf Frederick', from the *Dictionary of New Zealand Biography*. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 4-Dec-2013.

<http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/4n5/nelson-olaf-frederick> (2015年6月24日)

われる『サモアの真実(The Truth about Samoa)』を本稿では使用した。これは、1928年3月にネルソンによって発行されたパンフレットである。これには、ニュージーランド統治下サモアにおいて起こった様々な問題が記されている。彼はパンフレットを発行した目的について「サモアの歴史を検討すること」と「(サモア)問題の危機的状況について理解すること<sup>16)</sup>」の二点をあげている。しかし、彼の本来の目的は、国際社会にサモアの現状を示すことで、統治政府によるサモア統治のあり方の改善を訴えることであった。この本文は、英語で書かれている。あとがきのみサモア語と英語が併記されており、サモア語のあとがきが先に記されている<sup>17)</sup>。

## 2. 統治政府への不満

分析をおこなった結果、ネルソンの不満は大きく三つに分類できた。(1)サモア人の地位をめぐるもの、(2)商業に関するもの、(3)政治に関するもの、である。

### (1) サモア人の地位をめぐる問題

ネルソンは、サモア人の地位をめぐる問題として、教育問題とサモア人の追放に関する問題の二つをあげている。

まず、教育問題について述べる。1920年、ニュージーランド議会議員であるW. E. クラーク(Rev. W. E. Clark)がサモアを訪れた。その際、彼はスピーチの中で「おそらく、サモア人の中で読み書きが出来ないのは1%未満である。」と発言をした<sup>18)</sup>。しかし、ネルソンは読み書きの出来ないサモア人が1%以上存在すると考えていた。議会議員による発言は、ニュージーランド統治政府がサモア人に対し十分な教育を施しているかのように対外的に印象づけることを狙ったものだと考えられた。ネルソンは、統治政府があたかもサモアに対し十分な政策を行っているかのように情報をねつ造していると不満を持ったのである。

次に、サモア人の追放についての問題である。1922年9月11日、サモアでは「犯罪者に対する法 1922年(The Samoan Offenders Ordinance 1922)」が出された<sup>19)</sup>。これは、全9項目からなる法で、その内容は以下のようなものであった。

#### 【犯罪者に対する法 1922年】

..... (省略) .....

2. いずれのサモア人も、彼が首長や預言者、政府の役人であったとしても、彼の村から何人も追放したり、追放に加担したりすることは出来ない。(これに反したものは)一年以下の投獄に処する。

3. 施政官、任意の村、地区、場所において、サモア人の存在がその平和や

---

16) The Truth about Samoa, p.3、括弧内は筆者による。

17) The Truth about Samoa, pp.46-47.

18) The Truth about Samoa, p.3.

19) The Samoan Offenders Ordinance 1922(The Truth about Samoa)、括弧内、下線は筆者による。

秩序、政府の危険の源になりうると確信した場合、施政官はサインをした指示書により、サモアにおける任意の村、地区、場所からそのサモア人に（その場所を）離れ、施政官が適当と思う期間、外の世界にいることを要求する。また、同様のもしくは続く指示書により、施政官はそのようなサモア人に指示書において規定した場所に住むことを要求する。

4. .... (省略) .... (3の命令に従わない) サモア人を警察官が令状なしで逮捕し追放できる。

..... (省略) .....

6. (1)施政官がサモアのもしくはその任意の場所の平和、秩序、よい政府に必要な経過であると確信した場合、施政官によって任意のサモア人に対してサインをした指示書により、施政官は必要であると思われる期間、任意のサモア人の称号もしくはサモアの秩序において名付けられた称号名をサモア人が使用することを禁じうる。

(2)(追放、称号に関する)指示に従わなかった者は1年未満の投獄に処する。

..... (省略) .....

9. 公権剥奪は最高裁判官を除いて実行できない

サモア先住民社会にはマタイ(matai)と呼ばれる人物が存在する。マタイとは称号保持者のことで、彼らは称号によって権威づけられる。彼らが担う役割の中で、重要なもの一つは、社会の秩序を維持することである。サモアの先住民社会では、マタイのみがその権力の及ぶ範囲でのみ、法を犯した者もしくは秩序を乱す者に対し追放を言い渡すことができた<sup>20)</sup>。

しかし、「犯罪者に対する法」が施行された後、サモア人を追放することが出来るのは、ニュージーランド統治政府の施政官、すなわちニュージーランド人のみとなった。また、サモア人は施政官により、追放されたり、住む所を指定されたり、令状なしで逮捕されることが起こることになった。さらに、サモアの先住民社会の秩序を維持するために重要な称号を剥奪される可能性もあったのである<sup>21)</sup>。ネルソンは、この時のサモアの状況を次のように記している。「法令の下、サモア人は神聖で高貴な首長が裁判なしで罰せられ、格下げされるのを続けざまに見ることとなった<sup>22)</sup>。」

## (2) 商業

19世紀末からサモアには、プランテーション事業を展開する外資系企業が進出してきていた<sup>23)</sup>。1922年、ネルソンもプランテーション事業の会社をサモアに設立している<sup>24)</sup>。

20) 石川[他]『新版オセアニアを知る事典』295頁。

21) The Samoan Offenders Ordinance 1922.

22) The Truth about Samoa, p.4.

23) CONRAD, Sebastian, *German Colonialism: A Short History*, Sorcha O' Hagan, Cambridge, New York, Melbourne, Madrid, Cape Town, Singapore, São Paulo, Delhi, Tokyo, Mexico City: Cambridge University Press, 2012, p.58.

事業者の多くは、コプラを輸出することで利益を得ていた。

時の施政官であるリチャードソンは、任期中にニュージーランドの王立委員会(Royal Commission)を通じて、サモアにおけるコプラの取り扱いに関する調査を行った。王立委員会は調査の結果、「サモア人はコプラを貿易商人に公平かつ安価で売っているとは言えない」という報告書を提出した<sup>25)</sup>。ネルソンは次のような記録を残している。コプラの取り扱いに関する調査の過程で、ネルソンの会社の社員3名が、貿易資格(Trader's License)を明確な理由なく取り消されたというのである。さらに『サモアの真実』の中で、彼は、そもそも施政官がコプラを対象としたのは、私(ネルソン)が気に入らなかったからだ、と記している<sup>26)</sup>。

### (3) 政治への不満

ネルソンは政治に対する不満として、立法会議をめぐる問題とニュージーランドへの代表者派遣をめぐる問題の二つをあげている。

まず、立法会議をめぐる問題についてである。1920年、ニュージーランド統治政府は、サモアに立法会議(the Legislative Council)を設置した。これは、議会に相当するものであり<sup>27)</sup>、構成員は、6人以下の官選議員<sup>28)</sup>と選挙または推薦で選ばれる非官選議員であった。ただし、非官選議員の数は官選議員を超えてはならないと定められていた。1923年、ネルソンは選挙で立法会議の議員に選出された。1926年にも彼は再選を果たしている。彼が議員を務めている間の構成員は、6人の官選議員とネルソンを含む3人の選挙による選出者であった。彼は当時のことを次のように記している。「選挙で選ばれたメンバーの改革のための努力は無駄だったし、常に2対1で反対された<sup>29)</sup>。」ネルソンのような選挙によって選出された議員は、多数決で常に官選議員によって提案した政策を封じこめられたのである。

1923年にはファイプレ議会(the Fono of Faipule)が設置された。これは、サモア人の福祉を目的とした、立法会議の下設置された機関である。しかし、ファイプレの議員は官選であった上<sup>30)</sup>、次のような規定がなされていた。「任意の議会もしくは助言機能を持つ場において、ファイプレの立場につくにあたり、サモアの慣習を修正しないネイティブはファイプレとして任用しない<sup>31)</sup>。」つまり、サモアの慣習に従うサモア人はファイプレになれなかったのである。ネルソンは非官選議員が何の効力も持たないこと、ファイプレがサモア人を代表していないことに不満を抱いていた。

次に、ニュージーランドへの代表者派遣をめぐる問題についてはどうであろう。1926

---

24) LARACY 'Nelson, Olaf Frederick'.

25) The Truth about Samoa, pp.25-26.

26) The Truth about Samoa, p.28、括弧内は筆者による。

27) 山本「上からの統合、下からの統合」333頁。

28) 施政官が指名する議員のこと。

29) The Truth about Samoa, p.12.

30) 山本「上からの統合、下からの統合」333頁。

31) The Act 1923(The Truth about Samoa).

年以降、ヨーロッパ人とサモア人の双方に共通する利益を脅かすサモア国内の問題を協議することを目的とした会議<sup>32)</sup>が開かれるようになった。1927年には、ウェリントンで会合が行われることとなった。サモアからは、3人のヨーロッパ人と6人のサモア人の代表者を派遣する予定であった。しかし、ニュージーランドは、渡航に必要なパスポートを一部のサモア人代表者に対し発行しなかったのである<sup>33)</sup>。

#### 小括

ネルソンによって示された統治政府に対する不満は、多岐に渡った。彼は教育や追放の点では、サモア人がニュージーランド人によって不当な立場に置かれていることを述べている。また、立法会議とニュージーランドへの代表者派遣をめぐる問題については、政治の場ではサモア人を代表する人物が適切に存在していないことを問題視していた。これらの不満は、サモア人の立場にたった不満といえる。一方で、コブラをめぐる問題では、プランテーション事業に携わる外国人居住者としての不満をあげた。

ネルソンは、サモア人、外国人居住者双方の立場からニュージーランド統治政府に不満を示していたのである。

### 3. ネルソンによる第二次マウ運動

本節では、『サモアの真実』から読み取ることのできる、第二次マウ運動の目的を考察する。

#### (1) 第二次マウ運動の目的

ネルソンによる第二次マウ運動の目的は何だったのであろうか。『サモアの真実』にもおさめられた、以下の「第二次マウ運動の目的」という文書には、四項目が規定されている<sup>34)</sup>。

#### 【第二次マウ運動の目的(Object of “the Mau.” in The Truth about Samoa)】

1. 神から授けられた人の地位が、人種、社会的地位、肌の色、宗教にかかわらず、お互いに助け合うためのものであり、すべての人が神の前では平等であると我々は宣言し、信じる。
2. 文明化、よい道徳、人々の意思をとまなう人々の政府の実現に対し、進歩段階にある人種の構成員を支えることは、イギリス国旗の下で生活をしている人々の特権であり、イギリス臣民の義務であることを我々は宣言し、信じる。
3. すべての憲法上の権力は、維持され尊敬されるべきものであり、施政官から村の警察官まで、その維持と尊敬はされなくてはならないと我々は宣言

---

32) The Truth about Samoa, p.15.

33) The Truth about Samoa, p.16.

34) The Truth about Samoa, p.19.

し、信じる。

4. 権力を維持することと尊敬を示す一方で、人々の幸福と最大利益の不利になると考えられる、法律、政府、領土の憲法に影響する問題の改変を法的手段によって獲得しようと努めることは、すべての人々の社会や政府に対する特権であり、義務であると我々は宣言し、信じる。

第一項目に示されているのは、人種の平等である。第二次マウ運動では、ヨーロッパ人サモア人関係なく、平等に位置づけられる社会が想定されていたと考えられる。

第二項目は、ネルソンによる第二次マウ運動の目的を考察する上で重要な項目である。第二項目では、運動の目的において、サモアはイギリス国旗の下で運営されることが想定されていると三つの点から読み取ることができる。一点目は、イギリスの影響力の下、サモアにおいて「文明化、よい道徳、人々の意思を伴う人々の政府の実現」を行うと謳っていることである。二点目は、サモアで生活を送っている人々を「イギリス国旗の下で生活をしている人々」もしくは「イギリス臣民」という表現をしていることである<sup>35)</sup>。三点目は、「進歩段階にある人種」という表現が認められることである。19世紀までに、イギリスでは「帝国意識」が広がりを見せた。「帝国意識」とは、「帝国」をもった有力民族がその支配下にある弱小民族に対してもつ優越意識とされる<sup>36)</sup>。この「帝国意識」の広がりには、イギリス人に「文明化の使命」感を与えるようになった。「文明化の使命」感とは、優越した位置にあるイギリス人には、大国イギリスの庇護のもとにある植民地やその勢力圏内の人々に文明の恩恵を与え、文明の高みにまで引き上げてやる義務があるとする観念のことである<sup>37)</sup>。ここでいうイギリス人とは、狭義ではワズプ(WASP)<sup>38)</sup>、広義では白人を指す<sup>39)</sup>。「進歩段階にある人種」とは、イギリス人以外の人々であるため、サモア人を指すと考えるのが妥当である。第二次マウ運動において、サモア人はイギリスの下で文明の高みにまで引き上げられなければならない人々だったのである。

第三項目と第四項目では、憲法上の権力は維持され尊敬されなくてはならないが、その存在が人々の幸福と利益を損なう場合、法的手段によって解決されることが記されている。

このように第二次マウ運動の目的に独立や自治政府の設置という目的は確認できない。

## (2) ニュージーランドの影響

ネルソンは、統治政府に様々な不満を示していた。それでは、ネルソンは第二次マウ運動を通していかなる政治を求めたのだろうか。

『サモアの真実』には、彼が希求した政治の理想を示す、以下のような言及がある。

---

35) The Truth about Samoa, p.19.

36) 木畑洋一「イギリス帝国主義と帝国意識」、北川勝彦・平田雅博[編]『帝国意識の解剖学』世界思想社、1990年、25頁など。

37) 東田雅博『大英帝国のアジアイメージ』ミネルヴァ書房、1996年、1頁。

38) 白人(White)の中でも、アングロ・サクソン(Anglo-Saxons)系で、プロテスタント(Protestant)の人々。

39) 指昭博『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、1990年など。

「ニュージーランド人は自らの島の故郷にとっても誇りを持っている……（省略）……彼らは、ジョージ・グレイ(Sir George Grey)、ジョン・バランス(John Balance)、リチャード・セドン(Richard Seddon)のようなたくましい民主主義者から素敵な特権を享受した<sup>40)</sup>。」ネルソンは、ニュージーランドの政治家であるグレイ、バランス、セドンの三人が実現を求めた政治を理想としていたのである。

ここから、彼ら三人が求めていた政治について考察する。まず、グレイは、第三代ニュージーランド総督であり、1852年憲章の実現に奮闘した人物である。彼は、1845年から1868年まで、断続的にニュージーランドで活動した。当時のニュージーランドでは、白人居住者とマオリ(Maori)との争いが絶えなかった<sup>41)</sup>。1846年の時点で、マオリはニュージーランド議会において代表者を持っていなかった<sup>42)</sup>。そのため、マオリは植民地政府に対し、様々な不満を抱えていたのである。こうした状況においてグレイが行ったことは、1852年憲章の制定であった。この憲章の制定を通じてグレイが目指したことは、マオリをイギリス制度に組み込み、「イギリス的な」議会制度の下、白人とマオリの立場が対等な政治を実現することであった。グレイは、ニュージーランド植民地の平和と幸福は「二つの民族が一つに溶け合う(the two race into one nation)」ことではじめて実現すると考えていたのである<sup>43)</sup>。結果だけ述べると、1852年憲章によってマオリの参政権が認められることはなかった<sup>44)</sup>。

次に、バランスとセドンである。バランスは、第14代ニュージーランド首相である。その後任となったのがセドンである。彼らは、ニュージーランドにおいて女性の参政権成立に貢献した人物である。

三人の人物に共通していることは、平等な参政権の実現にかかわった人物であるということである。グレイの政策を見るに、ネルソンはサモアにおいて「二つの民族（ヨーロッパ人とサモア人）が一つに溶け合う」政府の実現を描いていたと考えられる。

『サモアの真実』は次のような言葉で、締めくくられている。「我々のイギリス国旗が再び真実と自由、公正の象徴としてサモアで評価されることを私は望み祈る<sup>45)</sup>。」彼にとってイギリス国旗は、サモアにおいて真実、自由、公正の象徴として存在し続けるべきものであり、排除すべきものではなかったのである。

## 小括

第二次マウ運動の当初の目的に、独立や自治政府の設置といった内容は含まれていなかった。ネルソンにとって、サモアはイギリス国旗の下にあるべきものであった。また、彼が理想として挙げているグレイの政策は、マオリとヨーロッパ人の共存を目指したもので

40) The Truth about Samoa, p.44、括弧内は著者による。

41) 甲斐素直「ニュージーランド初期憲法史」『法学紀要』第56号、2014年、191-234頁。

42) 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」212頁。

43) 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」213頁。

44) 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」213-214頁。

45) The Truth about Samoa, p.45.

あり、マオリに自治権を与えるものではなかった。このことから、ネルソンはサモアにおいて、第二次マウ運動を通じニュージーランド統治政府が「二つの民族が一つに溶け合う」政府へと改善されることを描いていたと考えられる。

#### 4. おわりに

最後に第二次マウ運動の帰結について述べておきたい。最終的に、運動の目的は、独立政府を作ることとなった<sup>46)</sup>。その結果、サモアは1962年西サモアとして独立した。サモア人は、欧米勢力との接触の結果、植民地という悲惨な経験をしてきたとし、新しい国ではサモア流儀を意味する「ファア・サモア(Fa'a Samoa)」を貫こうとした<sup>47)</sup>。

独立時に定められたサモアの選挙制度は注目に値する。西サモアの議会は、議長を含めた47議員(Faipule)で成り立っていた。そのうち45議席は、サモアの称号保持者マタイから選ばれる。この時のサモアでは、選挙権も被選挙権もマタイのみが有していた。残りの2議席は、サモアに帰化したヨーロッパ人や中国人など非サモア人の子孫で、サモアにおいて称号を得ることのない者による普通選挙によって選ばれた<sup>48)</sup>。つまり、伝統的な制度に由来するマタイを中心とする国造りとなったのである。この選挙制度は、1990年まで続いた<sup>49)</sup>。

ネルソンは、ニュージーランド統治政府に様々な不満を持ち、第二次マウ運動にかかわった。しかし、彼の想定した政府は、あくまでイギリスの下に存在するものであり、独立政府ではなかった。彼は理想とする政治として、「二つの民族(ヨーロッパ人とサモア人)が一つに溶け合う」政府の実現を描いていたのである。

西サモアにおいて確立された政治制度は、ネルソンの理想とは大きく異なるものであった。イギリスを規範とした政府ではなく、サモア流儀を貫く政府であった。ネルソンが抱いた当初の第二次マウ運動の目的と西サモアの独立及びその政治形態や方針を考慮すると、運動の目的は、運動の当初から時期を経るにしたがって変化していったと考えるのが妥当であると結論付ける。

#### 参考文献

〈一次史料〉

Constitution Order 1920 and Amendments

[http://www.usp.ac.fj/filedmin/random\\_images/home\\_middle\\_banners/emalus/Pacific\\_law\\_materials/Samoa/Samoan\\_Constitution\\_Order\\_1920.pdf](http://www.usp.ac.fj/filedmin/random_images/home_middle_banners/emalus/Pacific_law_materials/Samoa/Samoan_Constitution_Order_1920.pdf) (2015年6月15日)

The Truth about Samoa

46) 山本真鳥[編]『オセアニア史』山川出版社、2000年、300頁。

47) 江戸淳子「西サモアの政治発展に関する一考察」『杏林大学外国語学部紀要』創刊号、1989年、61頁。

48) 江戸「西サモアの政治発展に関する一考察」67頁。

49) 山本「上からの統合、下からの統合」341頁。

<http://nzetc.victoria.ac.nz/downloads/NelTrut.pdf> (2015年7月22日)

〈文献〉

CONRAD, Sebastian, *German Colonialism: A Short History*, Sorchá O' Hagan, Cambridge, New York, Melbourne, Madrid, Cape Town, Singapore, São Paulo, Delhi, Tokyo, Mexico City: Cambridge University Press, 2012.

DAVIDSON, J. W., *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*, Melbourne: Oxford University Press, 1967.

ETEUATI, K. 'Evaevage a Samoa: Assertion of Samoan Autonomy,' unpublished, PhD thesis, The Australian National University, Canberra, 1982.

KEESING, F. M., *Modern Samoa: Its Government and Changing Life*, Crows Nest, New South Wales: Allen and Unwin, 1934.

LARACY, Hugh 'Nelson, Olaf Frederick,' from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 4-Dec-2013.

<http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/4n5/nelson-olaf-frederick> (2015年6月24日)

MELEISEA, Malama, *The Making of Modern Samoa: Traditional Authority and Colonial Administration in the History of Western Samoa*, Suva: Institute of Pacific Studies of the University of South Pacific, 1987.

石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010年。

江戸淳子「西サモアの政治発展に関する一考察」『杏林大学外国語学部紀要』創刊号、1989年、57-91頁。

甲斐素直「ニュージーランド初期憲法史」『法学紀要』第56号、2014年、191-234頁。

木畑洋一「イギリス帝国主義と帝国意識」、北川勝彦・平田雅博[編]『帝国意識の解剖学』世界思想社、1990年、23-52頁。

指昭博『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、1990年。

東田雅博『大英帝国のアジアイメージ』ミネルヴァ書房、1996年。

山本真鳥[編]『オセアニア史』山川出版社、2000年。

山本真鳥「上からの統合、下からの統合——サモア社会の国民統合と村落構造」、山本真鳥・須藤健一・吉田集而[編]『オセアニアの国家統合と地域主義』JCS 連携研究成果報告6、2003年、317-354頁。

山本真鳥「選挙制度のグローカリゼーション——サモアの近代」須藤健一[編]『グローカリゼーションとオセアニアの人類学』風響社、2012年、123-153頁。

吉田文／佐藤智美「西サモア調査報告書」『研究報告』第55号、1993年。